

鎌倉市のみどり

(緑の基本計画推進の取り組み)

(別 冊 2)

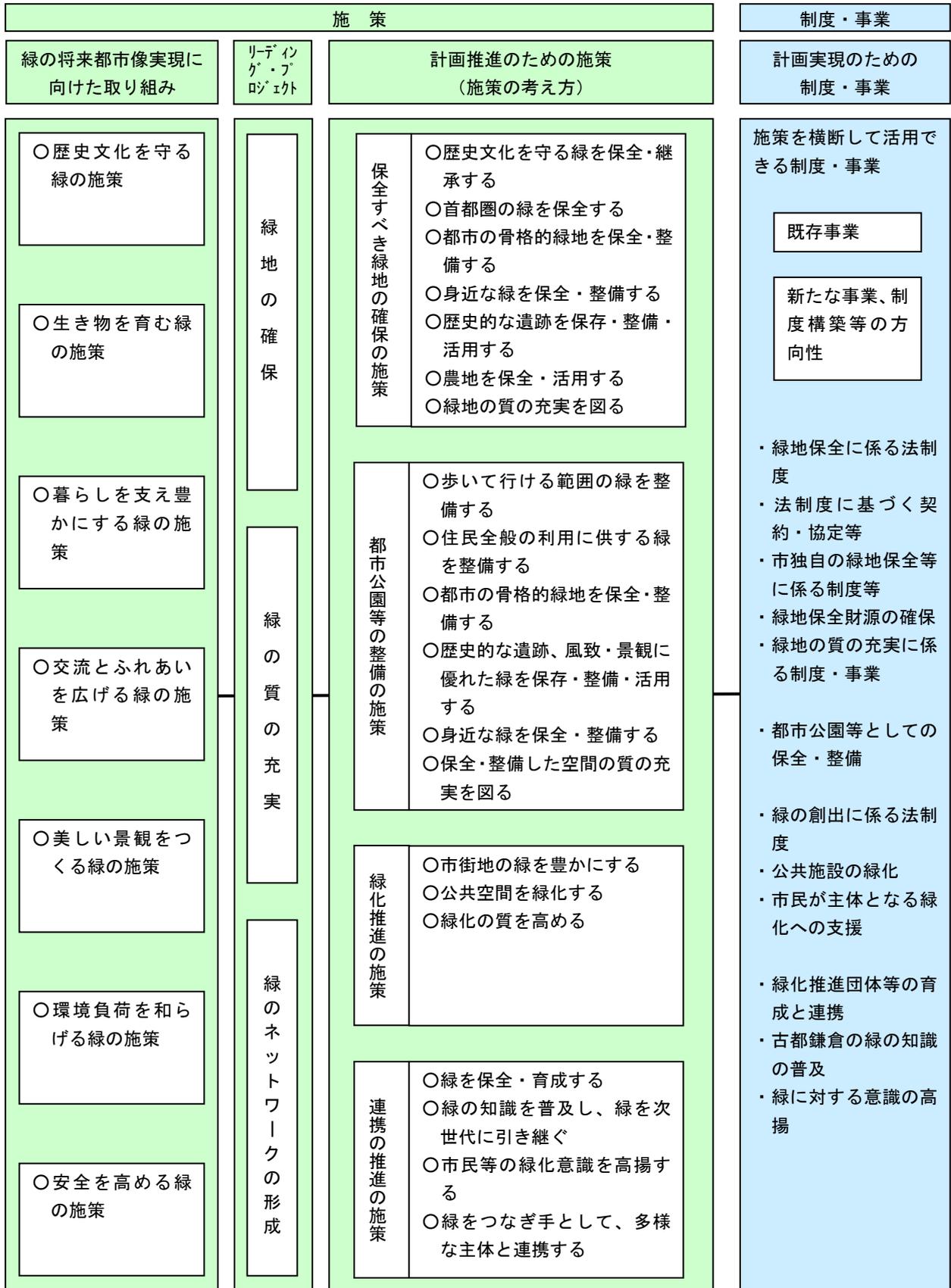
< 緑 政 上 の 課 題 ま と め >

鎌 倉 市



○鎌倉市緑の基本計画 リーディング・プロジェクトと各施策・事業の関係

・リーディング・プロジェクトを踏まえ、各施策の実現のために、すべての事業を活用することとしている。(緑の基本計画施策の体系の考え方)



○緑の基本計画推進のための制度・事業に係る課題等の整理

課題整理の対象とする事業以外の事業等

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
保全すべき緑地の確保	緑地保全に係る法制度	○歴史的風土保存区域・特別保存地区	・現行歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の枢要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請。	・歴史的風土保存区域約 989ha 指定（国指定） ・歴史的風土特別保存地区約 573.6ha 指定（県指定）	・特別保存地区指定拡大候補地が未指定（指定権者：県） ・神奈川県内の財政環境を考慮した取り組みが求められる。	
		○近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に取り組む。	・平成 18 年の近郊緑地保全区域の拡大（鎌倉市域分 51ha）、平成 23 年の特別保全地区の指定（131ha）で、指定に係る施策・事業は完了。	・第 2 次一括法施行に伴う都市緑地法改正で県から市へ財源移譲なく事務移譲された、土地買入れ申出対応について、今後数年間をかけて土地の買入れを行う必要がある。 ・ <u>買入れ地の適切な維持管理が必要である。</u>	・買入れた土地を含め、近郊緑地保全区域全体を法に沿って保全するために、国県市の適切な役割分担に基づく具体的な取り組みが求められる。
		○特別緑地保全地区	・特別緑地保全地区の候補地の指定に向けた取り組みを進める。	・特別緑地保全地区 11 箇所約 49.4ha 指定（県 1 箇所、市 10 箇所指定）	・緑の基本計画で示している特別緑地保全地区指定候補地 8 箇所が未指定 ・既に指定の取り組みの一環として、緑地の一部を買い入れるなどした地区の指定の方向性を検討する必要がある。 ・買入れ申出が増加することによる指定事業の停滞 ・ <u>買入れ地の適切な維持管理が必要である。</u>	・厳しい財政環境を踏まえ、将来的な土地買入れ申出を想定した指定の取り組みが必要。 ・同様の理由で、都市緑地法の改正により、市が指定権者となり、土地買入れに係る事務も行うことになった 10ha を超える地区（龍宝寺地区・手広地区）の指定について、慎重な取り組みが必要となるため、 <u>指定の必要性を含めた検討が求められる。</u>
		○農用地区域	・農用地区域の指定により、農地の保全を図る。	・農用地区域約 47.9ha 指定	—	—
		○生産緑地地区	・指定の継続を図る。	・生産緑地地区約 17.2ha 指定	・法改正対応	—
	都市公園としての保全・整備等	（都市公園の整備に重複）				

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
保全すべき緑地の確保	法制度に基づく契約・協定等	○市民農園	・土地所有者の協力を得て、整備を行う。	・市民農園 4 箇所 (4,725 m ²)	—	—
		○市民緑地契約	・法制度の適用をめざす緑地や保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申出に基づいて、地域に公開された緑地を確保する。	・制度運用開始（平成 21 年度） ・市民緑地契約 1 箇所 (4,994.37 m ²)		—
確保	市独自の緑地保全等に係る制度等	○保存樹木・樹林制度・緑地保全契約・樹林管理事業	・緊急対応も含め、他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として活用する。 ・保存樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業について、効果的な制度運用・充実の方向性を検討する。	・法制度適用前の緑地保全の緊急対応、特別緑地保全地区等の指定対象となる緑地の所有者への支援策として活用継続。	・平成 23 年度以降、厳しい財政環境を踏まえ、継続的に奨励金を減額しており、制度の趣旨（緊急対応、土地所有者支援）を踏まえた事業継続の方向性を研究・検討する必要がある。 ・制度の趣旨を踏まえた上で、効果的な制度運用・充実の方向性を研究・検討する必要がある。	

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
保全すべき緑地の確保	市独自の緑地保全等に係る制度等	○緑地保全推進地区	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度適用の予定を踏まえた活用を進める。 ・つなぎ策としての趣旨を踏まえ、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全推進地区 7 箇所指定 ・7 箇所中 5 箇所を特別緑地保全地区等に指定 ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、当該地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続きの簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法指定までの「つなぎ策」との趣旨を踏まえた、指定解除、変更等の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法指定の予定を踏まえた活用を進める。
		○緑地寄附受け入れ基準	<ul style="list-style-type: none"> ・土地寄附受入フローに従い、個人、企業、団体等からの申出に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地寄附受入フロー策定（平成 25 年度） 	—	—
		○自主的なまちづくりの提案等による緑地保全（検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取り組みとして運用をめざす。 ・緑地は、市民が主体となった維持管理を原則とする。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の確立と運用時期の見極めが必要 	—

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
保全すべき緑地の確保	緑地保全財源の確保	○緑地保全基金	<ul style="list-style-type: none"> 必要な土地の買入れに活用する。 基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全基金一般寄附 <u>16,118,284</u> 円（直近 5 年間） 県トラストによる助成 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度以降市費積立なし 平成 33 年度頃基金をすべて使い切る見込み 一般からの寄附金増加の取り組みが求められている 他市の事例をふまえた確認の必要がある。 <u>緑政審議会での報告、討議を踏まえた方向性の検討が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画実現に向けて、必要な財源の確保が必要。 柔軟な事業展開を踏まえて、基金の用途拡充を研究する必要がある。
		○市民公募債	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実績を踏まえ、今後必要に応じた活用を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民公募債借換債 <u>1,119,662,704</u> 円償還（平成 21～29 年度末まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 35 年度まで毎年 1 億円＋利息を緑地保全基金から償還中（途中で基金が底をつく見込み） 	
	緑地の質の充実	○確保緑地の適正整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区に指定する等した緑地の適正な維持・管理の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 確保緑地の適正整備事業継続（平成 21 年度～） 緑化推進専門委員の報告によると、林床への日照が改善される等あった。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内で事業を継続する必要がある。 対象となる緑地の活用の方向性を踏まえた管理目標を検討する必要がある。 <u>森林環境譲与税の活用の方向性を見極める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法で、特別緑地保全地区として指定された緑地について、「良好な都市環境の形成」「健康で文化的な都市生活の確保」として、質の確保が求められているため、目的に合った取り組みが求められる。
		○自然保護奨励金の交付	<ul style="list-style-type: none"> 県との連携による事務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 奨励金 <u>39</u> 件交付 	—	
		○流域の自然環境調査等の推進（検討）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 3 月にまとめた自然環境調査とその調査実績を踏まえ、調査等を実施する方針を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象緑地の自然環境調査（平成 14 年度） 緑化推進専門委員による調査 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度以降自然環境調査未実施 財政状況を踏まえた定期的なモニタリングを行う必要がある。 	

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
保全すべき緑地の確保	緑地の質の充実	○緑地保全・管理の広域的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。 ・近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議参画(平成 18 年度～) ・緑のレンジャー等育成 ・各愛護会連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・国県市の適正な役割分担の考え方に基づき、国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を継続的に要請していく必要がある。 ・法の趣旨に基づき、国県市の適正や役割分担による緑地保全・管理の取り組みについて、引き続き国県に要望していく必要がある。 	
都市公園の整備	都市公園としての保全・整備等	○街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園の少ない地域を中心に配置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園：234箇所供用開始済み（計約 21.5ha） 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園老朽化による再整備の必要性 ・空白地区や統廃合を踏まえた再配置の検討の必要性
		○近隣公園・地区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討する。 ・いわせ下関青少年広場を、防災機能を持った近隣公園として整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・笛田公園、源氏山公園供用開始済み（計約 15.4ha） ・岩瀬下関防災公園、笛田一丁目公園供用開始済み（計約 1.4ha） 		<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）関谷公園整備時期未定
		○総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園を総合公園として整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園 一部供用開始済み（約 7ha） 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（案）に沿った都市計画変更が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（案）に沿った都市計画変更が必要。</u>

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
都市公園の整備	都市公園としての保全・整備等	○風致公園・歴史公園	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉中央公園拡大区域の整備に取り組む。 ・散在ガ池森林公園（拡大候補地）の整備に取り組む。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘について、風致公園の整備に向けた取り組みを推進する。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内（御谷地区）等を将来的に歴史公園として整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致公園 4 箇所供用開始済み（計約 50.0ha） ・鎌倉中央公園拡大区域 都市計画決定（約 27.5ha） ・史跡永福寺跡公園的整備完了、公開済み。 ・H27 扇湖山荘庭園防災工事事業を、鎌倉市歴史的風致維持向上計画において、重点区域における歴史的建造物の保存活用に関する事業に位置づけた（事業期間は平成 28～36 年度）。 ・扇湖山荘を「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」において、<u>自然環境を生かした歴史・文化を継承する利活用（市民への開放を含む）と旧邸宅群の一つのシンボルとして先進的な活用（企業誘致や宿泊施設など）とする基本方針を定めた。</u> ・明月荘の木造平屋の母屋と茶室 2 棟が火災により全焼し今後、他の歴史的風土特別保存地区内の県有緑地と同様の保全を図ることを決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉中央公園拡大区域（風致公園）等の整備に取り組む。 ・<u>緑政審議会の意見を聴きながら、緑の基本計画における（仮称）明月荘公園の位置づけの妥当性を再検討する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧華頂宮邸、扇湖山荘について、利活用の方向性を踏まえ、必要に応じて風致公園の整備に向けた取り組みが必要。 ・重要な歴史文化遺産である史跡（御谷・北条氏常盤亭）を、将来的に歴史文化とふれあいが楽しめる施設とする方向性を見極める必要がある。 ・散在ガ池森林公園拡大の具体について検討する必要がある。

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
都市公園の整備	都市公園としての保全・整備等	○都市林	・鎌倉広町緑地を都市林として整備する。	・鎌倉広町緑地 H27 供用開始（約 48.0ha）	・鎌倉広町緑地の <u>全面開園</u> に取り組む。	—
		○都市緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地、(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地を都市緑地として整備する。 ・(仮称)山崎・台峯緑地、(仮称)腰越 2 号緑地、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地の都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地、山ノ内東瓜ヶ谷緑地供用開始済み（計約 1.7ha） ・平成 23 年緑の基本計画改訂で、(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地、(仮称)腰越 2 号緑地、(仮称)山崎・台峯緑地を都市緑地候補地に位置付け 	・(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地、(仮称)山崎・台峯緑地の都市計画決定、整備に取り組む。	

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
都市公園の整備	都市公園としての保全・整備等【管理】	○公園施設の長寿命化に係る計画等の作成	・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して対策を進める。	・公園施設長寿命化計画策定（91 公園） ・遊具修繕（平成 26～29 年度、 <u>40</u> 公園）	・長寿命化計画未策定の公園への対応が必要。 ・法改正対応	
		○公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	・新たに整備する公園についても活用を検討する。 ・指定管理者制度による公園管理を行う。	・指定管理者による公園管理継続 ・鎌倉広町緑地平成 28～30 年度の指定管理者が決定	—	—
	その他のオープンスペースの確保	○まちづくり空地の整備	・まちづくり空地の設置を誘導する。	・平成 23～29 年度、 <u>226</u> m ² 整備	—	—
		○遊歩道等の整備	・河川周辺のプロムナード化の推進等、都市公園、緑地、緑と一体となった遊歩道等の整備・充実を図る。 ・都市計画道路等の整備にあわせ、歩道の整備・充実を図る。	・歩道の整備 ・砂押川プロムナードにおける桜愛護活動	—	—
歴史的風致の維持向上に関する制度	○歴史的風致維持向上計画	・歴史的風致維持向上計画の策定に取り組む。	・歴史的風致維持向上計画策定	—	—	

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
緑化の推進	緑の創出に係る法制度	○緑化地域	・緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取り組みを進める。	・平成 23 年緑の基本計画改訂で、新たな候補地を設定	・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に規定する緑化基準との整合が図れない課題を解決する方法を研究・検討する必要がある。	・緑化基準は、法の定めによるもののため、国及び緑化地域制度施行自治体等による、緑化地域制度連絡会に出席し、課題提起、研究に努める必要がある。
		○風致地区・開発事業区域内等の緑化	・風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進する。	・平成 23～29 年度、 <u>570</u> 件の開発事業区域で緑化協議	—	—
		○ <u>市民緑地設置管理計画認定制度</u>	・ <u>緑化重点地区内で、地域の住民団体等からの認定申請に基づき対応する。</u>	・ <u>法改正により制度名等変更</u>	・ <u>緑地保全・緑化推進法人指定事務等の確立が必要である。</u>	
	公共施設の緑化	○道路の緑化	・今後の都市計画道路などの整備にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を行う。	・平成 23～29 年度、 <u>265</u> 本植栽	—	—
		○河川環境の整備	・鎌倉市雨水排水整備基本計画を基に、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進する。	・砂押川桜保全再生の取り組み実施等	—	—

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
緑化の推進	公共施設の緑化	○公共建物等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地規模や施設の特徴にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進する。 住民提案による市街地の緑化と連携した緑化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23～29 年度、<u>5,238</u> 本植栽 	—	—
		○鎌倉山桜並木保存計画	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23～29 年度、<u>319</u> 本枝おろし等実施 	—	—
	市民が主体となる緑化への支援	○まち並みのみどりの奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援（補助率 1/2）する。 既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度までに、総延長 <u>24,694.6m</u>、<u>67,742</u> 本の樹木が植栽されています。 危険ブロック塀等除却費の補助と連携し、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出すための事項を追加した（H29.4.1 施行）。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内での効果的な制度運用を研究する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の運用・充実について、研究する必要がある。
		○自主まちづくり計画策定地区等での緑化	<ul style="list-style-type: none"> 自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> まち並みのみどりの奨励事業補助率引き上げ 	—	—
		○オープン・ガーデンの支援（検討）	<ul style="list-style-type: none"> 市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内数カ所でオープン・ガーデンの取り組みあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政の支援による過剰利用の懸念がある。 適切な支援方法について研究する必要がある。 	

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
連携の推進	緑化推進団体の育成と連携	○トラスト運動との連携	・トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進する。	・鎌倉風致保存会、鎌倉市公園協会との連携継続、強化	・風致保存会との連携強化（運営費助成事業の継続）	—
		○緑のレンジャー	・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施する。 ・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し、自然観察や各種体験講座を実施する。	・緑のレンジャー等育成 ・平成 23～29 年度、ジュニア参加者 <u>280</u> 名、シニア参加者 <u>118</u> 名 ・シニア OB が NPO 化 (NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー) 会員数 <u>79</u> 名	・講座の充実 ・NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーによる自発的活動の支援	—
		○公園愛護会・街路樹愛護会	・公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施する。 ・街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施、街路樹等に対する愛護思想の普及に努める。	・各愛護会連携 ・公園愛護会数： <u>155</u> 公園 ・街路樹愛護会数： <u>37</u> 路線	・各種愛護会の充実	
		○市民緑地愛護会	・市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施する。	・市民緑地愛護会制度運用 ・1 団体が活動		
		○緑地保全・緑化推進法人		・法改正により名称等変更	・緑地保全・緑化推進法人指定事務等の確立が必要である。	

施策	事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（平成 32 年）に向けた短期的な課題	目標年次（平成 42 年）に向けた中長期的な課題
連携の推進	古都鎌倉の緑の知識の普及	○緑の学校等講習会	・各種講習会の充実に努める。	・各事業継続 ・平成 23～29 年度、緑の学校受講者 <u>337</u> 名	・講座充実の継続	・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討する。
		○緑化窓口の充実	・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応する。	・平成 23～29 年度、緑化相談件数 <u>2,544</u> 件	—	—
		○学校での環境教育との連携	・教育活動との連携に努める。	—	—	—
		○緑の情報提供の充実	・実績等の公表と情報提供の充実に努める。	・鎌倉市のみどり、概要版の公表 ・HP の充実、SNS の活用	—	—
	緑に対する意識の高揚	○緑のポスターコンクール等	・各種のキャンペーンの充実に努める。	・緑のポスターコンクール事業継続 ・平成 23～29 年度、ポスターコンクール参加者数 <u>2,243</u> 名	・ポスターコンクール充実	・現在実施している事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討する。
		○緑化まつりの開催	・「鎌倉市緑化まつり」の充実に努める。	・鎌倉市緑化まつり等を継続して開催	・緑化まつりの等の充実と継続	・現在実施している事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討する。
		○緑の顕彰制度	・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。	・表彰規則に沿った表彰等を実施	—	—

